

「六甲最高峰トイレ新築工事設計業務」  
公募型簡易プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務の名称 六甲最高峰トイレ新築工事設計業務
- (2) 業務の目的 本業務は、六甲山ハイキングの主要ルートで、近年のハイキングブームによって利用者が急増しているトイレを、六甲山の象徴的な場所である最高峰に相応しいデザインで、利用者の利便性・快適性を備えたトイレに、再整備することを目指す。
- (3) 業務の内容
- ①施設概要
- 予定敷地 : 北区有馬町字六甲山1913番2  
構造規模 : 平屋建て  
延べ面積 : 約100㎡  
地域・地区 : 瀬戸内海国立公園（六甲山地区）第1種特別地域、風致地区（第1種）、砂防指定地、等
- ②設計内容
- 基本設計（平面計画、立面計画、構造・コスト検討等）  
実施設計（建築・設備設計全般、屋外付帯設計、既設トイレとりこわし設計、積算、計画通知等各種申請図書作成）
- ③業務委託料
- 7, 533千円（税抜）を上限とする。  
※循環式汚水処理システム整備および既設トイレとりこわし工事にかかる設計費を含む。
- ④工事費（概算）
- 63, 000千円（税抜）を予定。  
※循環式汚水処理システム整備費および既設トイレとりこわし工事費を除く。
- (4) 発注者 神戸市
- (5) 履行期限 平成30年12月28日（金）迄
- (6) 業務の詳細 別添「企画書」のとおり

2. 設計事務所の募集及び選定に関する事項

- (1) 設計事務所の募集及び選定方法
- 設計事務所の募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮したうえで、本業務に係る提案内容等を総合的に評価する、公募型簡易プロポーザル方式を採用する。
- (2) 募集及び設計事務所選定のスケジュール
- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| ・ 実施要領等の公表                     | 10月 5日（木） |
| ・ 質疑受付期限                       | 10月23日（月） |
| ・ 質疑回答                         | 10月30日（月） |
| ・ 参加表明書の受付期限                   | 11月 6日（月） |
| ・ 調査表の受付期限                     | 11月17日（金） |
| ・ 一次審査（書類審査）の結果通知              | 12月 6日（水） |
| ・ 二次審査（ヒアリング）                  | 12月13日（水） |
| ・ 二次審査結果の通知、<br>委託先候補事務所の決定・公表 | 12月22日（金） |

### 3. プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募条件

調査表の提出者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は、②に掲げる資格を満たしている設計共同体であることを応募者の条件とし、1者につき1件の応募とする（但し、協力事務所として応募する場合のみ、重複可とする）。これらを満たさない場合は、応募者として認めない。また、調査表受付後から審査・選定までの間に該当した場合は失格とする。なお、個人が提案を希望する場合は、以下に掲げる条件を満たす者と共同で応募すること。

##### ① 単体企業

- a) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- c) 民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生又は再生手続き等をしていない者であること。
- d) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生又は更生手続き等をしていない者であること。
- e) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止措置を受けていない者であること。
- f) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年6月26日市長決定）第5条各号に該当しない者であること。
- g) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- h) 国税、地方税等義務付けられている税を滞納していない者であること。

##### ② 設計共同企業体

- a) 「① 単体企業」に掲げる条件を満たす者が代表設計事務所であること。
- b) 管理技術者は、設計共同企業体の代表設計事務所に所属していること。
- c) 設計共同企業体は、各構成事務所が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- d) 設計共同企業体の代表設計事務所は、構成事務所の中で、業務分担率（出資比率）が最も大きいものとする。

なお、参加表明書提出時又はそれ以前において、設計共同企業体結成に係る協定書等の提出は必要としないが、設計共同企業体が委託先候補事務所として決定した場合は、契約締結交渉前に「設計共同企業体協定書」を提出すること。

#### (2) 業務実施上の条件

- a) 管理技術者は一級建築士であること。
- b) 管理技術者及び意匠担当主任技術者が代表設計事務所の組織に属していること。
- c) 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- d) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が神戸市の指名停止を受けている期間中でないこと。

#### 4. 審査までの手続き等

##### (1) 実施要領等の公表

- ・ 公表資料
  - ① 簡易プロポーザル企画書
  - ② 評価要領
  - ③ 様式（参加表明書、調査表、辞退届、質問書）
  - ④ 設計業務特記仕様書
- ・ 公表方法  
下記 神戸市ホームページに掲載  
(<http://www.city.kobe.lg.jp/business/contract/bid/kobo/index.html>)

##### (2) 質疑受付及び回答

- ・ 提出方法  
電子メール  
質問書を下記メールアドレスに送信してください。  
[kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp)
- ・ 提出先  
事務局（神戸市住宅都市局建築技術部技術管理課）
- ・ 提出期間  
平成29年10月12日（木）～平成29年10月23日（月）
- ・ 質問への回答  
平成29年10月30日（月）に、市ホームページに回答を掲載。

##### (3) 参加表明書の受付

- ・ 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限ります）
- ・ 提出先  
事務局（神戸市住宅都市局建築技術部技術管理課）  
神戸市役所3号館2階  
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- ・ 提出期限  
平成29年11月6日（月）17時 必着
- ・ その他  
参加表明書の受理後、受付完了の旨及び整理番号を電子メールにて通知します。

##### (4) 調査表の受付

- ・ 提出方法  
持参
- ・ 提出物・部数
  - ① 調査表（A4片面カラー刷り、左肩ホッチキス留め）
    - ・ 設計事務所名・氏名を明記したもの 3部
    - ・ 設計事務所名・氏名を黒塗りで伏せたもの 15部
  - ② ①のデータCD（PDF形式） 1部
- ・ 提出先  
事務局（神戸市住宅都市局建築技術部技術管理課）  
神戸市役所3号館2階
- ・ 提出期限  
平成29年11月17日（金）17時 必着

##### (5) 参加辞退に関する提出

調査表提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

## 5. 委託先候補事務所の選定

### (1) 選定委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者等により構成される「六甲最高峰トイレ新築工事設計業務 事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」とする。）を設置します。

### (2) 委託先候補事務所の特定方法

選定委員会は、調査表とそれに基づくヒアリング内容について、評価要領に基づき審査を行います。市は、選定委員会における審議を経て、委託先候補事務所を特定します。詳細については、別添「評価要領」を参照してください。

なお、調査表提出者が多数の場合、調査表に基づく一次審査（書類審査）を実施し、得点上位5者程度を二次審査（ヒアリング）参加者として選定します。調査表提出者が5者程度の場合は、一次審査を実施せず、全ての調査表提出者を二次審査参加者とします。

### (3) 審査結果の通知

#### 〔一次審査〕

- ・ 結果通知日 平成29年12月6日（水）（予定）
- ・ 通知方法 一次審査参加者すべてに、郵送にて通知  
※二次審査参加者には、日時、場所、留意事項等も合わせて通知

#### 〔二次審査〕

- ・ 結果通知日 平成29年12月22日（金）（予定）
- ・ 通知方法 ① 二次審査参加者すべてに、郵送にて通知  
② 神戸市ホームページにて公表

### (4) 審査結果の公表及び調査表の開示

市が委託先候補事務所を特定した場合は、市ホームページで審査結果、二次審査に参加した設計事務所名及びそのパース等を公表します。

加えて、特定された委託先候補の調査表（個人情報を除く）については、選定結果の通知から30日間程度、住宅都市局建築技術部技術管理課で開示します。なお、上記期間以後に開示を希望される場合は、情報公開請求が必要となります。

### (5) 審査上の留意点

調査表、ヒアリングの内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託先候補の資格を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- ① 虚偽の記載、説明等がある場合
- ② 調査表に記載された主任技術者、協力事務所等が業務を担当できない場合
- ③ 調査表の提出に遅延が生じた場合
- ④ 上記のほか、コンプライアンス違反等、不誠実な行為を行った場合

## 6. その他

- ・ 本公募は、設計案の選定ではなく、設計者の選定を目的に行うものです。委託先候補に決定した場合でも、調査表の提案内容が設計業務において必ずしも採用されるとは限りませんので、予めご了承ください。また、工事施工事業者を選定するものではありません。
- ・ 参加表明書及び調査表の作成・提出ならびにヒアリング等に要する費用は、すべて提出者の負担とします。
- ・ 調査表の作成にあたり、本市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この目的の範囲であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを開示したり使用させたりすることも禁止します。
- ・ 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、調査表を提出できないものとします。また、参加表明書提出後における内容の変更は認めません。
- ・ 提出された調査表は返却しません。なお、提出された書類は、選定及び決定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- ・ 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとします。ただし、本市が事業者選定の公表等に必要の場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとします。また、提出書類は、本市情報公開条例により、個人情報及び事業者の技術ノウハウに関わる部分を除き、原則公開の対象となります。
- ・ 提案者は、調査表の提出を以て、本実施要領の記載内容を承諾したものとし、調査表提出後における提出書類の差替え及び再提出は認めません。また、調査表に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができません。
- ・ 本プロポーザルへの応募にあたり、本市に対して設計事務所概要を提供していない場合は、市ホームページ『建築設計工事監理業務に係る「事務所概要」の提供について』（<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/institution/koukyou/s04.html>）を参照し、参加表明書提出までに事務所概要を提出してください。
- ・ 本業務を受注した設計事務所等（協力事務所等を含む）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができます。

(お問い合わせ・書類提出先)

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所3号館2階）

神戸市住宅都市局建築技術部技術管理課 奥村、野々口

電話：078-322-5627 FAX：078-322-6412

E-mail：[kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kenchikutogijyutsu@office.city.kobe.lg.jp)